

令和7年8月20日

〒640-8152
和歌山県和歌山市十番丁72 カサ・デ まるのうち201
和ネット
代表 吉田 益夫

上記復代理人弁護士 沖野 勇磨
(代理人連絡先)
住所 〒106-0032
東京都港区六本木一丁目8番7号
MFPR六本木麻布台ビル11階
ベリーベスト法律事務所
連絡先 03-6703-6158
e-mail okino@vbest.jp

侵害情報の通知書 兼 送信防止措置依頼書

貴社が管理する特定電気通信設備に掲載されている下記の情報の流通により請求者の権利が侵害されたので、貴社に対し当該情報の送信を防止する措置を講じるよう依頼します。

記

貴社が管理する 特定電気通信設備等	http://www.wa-net.net/modules/bluesbb/thread.php?thr=2583&sty=2&num=t259 番号 259 投稿日時 2018/4/19 10:50 番号 557 投稿日時 2025/6/20 23:27 http://www.wa-net.net/modules/bluesbb/thread.php?thr=2583&sty=2&num=t256 番号 259 投稿日時 2018/4/19 10:50
掲載された情報	恐喝容疑で和市の男逮捕 アプリで女性装い誘う 2018年04月18日 18時52分 ニュース, 事件・事故・裁判

スマートフォンの出会い系アプリで女性になりすまして男性を誘い出し現金を奪ったとして、和歌山市に住む無職の男ら2人が、きょう(4/18)までに警視庁に逮捕されました。

恐喝の疑いで逮捕されたのは、和歌山市小松原の XXXX 容疑者 XXX と、[REDACTED] のいずれも無職の男2人です。

警視庁の調べによりますと、2人は、おととい未明、東京・港区の駐車場に停めた車の中で、アプリを見て現れた都内に住む26歳の男性に、「俺の女に手を出しただろう」と因縁をつけ、現金およそ5万円を脅し取った疑いが持たれています。

2人は、アプリ上で女性の写真を使うなどして実在の人物のように装っていました。

警察に被害を相談した男性が、だまされたふりをして連絡を取り、警察官が2人を逮捕しました。

警察の調べに対し、XX 容疑者は、容疑を否認していますが、[REDACTED] 容疑者は、容疑を認めています。

<http://wbs.co.jp/news/2018/04/18/117738.html>

女性のふりして出会い系に投稿 男性を恐喝
女性のふりをして出会い系アプリに投稿し、知り合った男性から現金を脅しとったとして男2人が逮捕された。

恐喝の疑いで逮捕されたのは和歌山市の無職、XXXX 容疑者 (XX)ら男2人。警視庁によると XX 容疑者らは16日未明、出会い系アプリで知り合った飲食店店員の男性(26)を東京・港区の

駐車場に呼び出し、「俺の女に手を出しただろ、どうやって落とし前をつけるんだ」などと言って現金約4万8000円を脅しとった疑いが持たれている。

XX 容疑者が女性になりすましてアプリに投稿し、男性をおびき出したという。調べに対し XX 容疑者は「お金を出さただけでとっていない」と容疑を否認し、もう1人は認めているという。

<http://www.news24.jp/articles/2018/04/18/07390832.html>

及び

引用:

名無しさんさんは書きました:

恐喝容疑で和市の男逮捕 アプリで女性装い誘う

2018 年 04 月 18 日 18 時 52 分 ニュース, 事件・事故・裁判

スマートフォンの出会い系アプリで女性になりすまして男性を誘い出し現金を奪ったとして、和歌山市に住む無職の男ら2人が、きょう(4/18)までに警視庁に逮捕されました。

恐喝の疑いで逮捕されたのは、和歌山市小松原の XXXX 容疑者 XX 歳と、

のいずれも無職の男2人です。

警視庁の調べによりますと、2人は、おととい未明、東京・港区の駐車場に停めた車の中で、アプリを見て現れた都内に住む26歳の男性に、「俺の女に手を出しただろ」と因縁をつけ、現金およそ5万円を脅し取った疑いが持たれています。

2人は、アプリ上で女性の写真を使うなどして実在の人物のように装っていました。

	警察に被害を相談した男性が、だまされたふりをして連絡を取り、警察官が2人を逮捕しました。 http://wbs.co.jp/news/2018/04/18/117738.html 女性のふりして出会い系に投稿 男性を恐喝 女性のふりをして出会い系アプリに投稿し、知り合った男性から現金を脅しとったとして男2人が逮捕された。 恐喝の疑いで逮捕されたのは和歌山市の無職、XXXX 容疑者 (XX)ら男2人。警視庁によると XX 容疑者らは16日未明、出会い系アプリで知り合った飲食店店員の男性(26)を東京・港区の駐車場に呼び出し、「俺の女に手を出しただろ、どうやって落とし前をつけるんだ」などと言って現金約4万8000円を脅しとった疑いが持たれている。 XX 容疑者が女性になりすましてアプリに投稿し、男性をおびき出したという。 http://www.news24.jp/articles/2018/04/18/07390832.html 犯人が削除依頼出しててワロタ クソみたいな犯罪おかしいって何がプライバシーの侵害じゃ まずここに謝罪文でも投稿して許しを請うのが筋だろ 和歌山市民の恥晒しじゃボケが				
侵害情報等	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="300 1429 459 1503">侵害された権利</td><td data-bbox="459 1429 1337 1503">人格権、名誉権</td></tr> <tr> <td data-bbox="300 1503 459 1960">権利が明らかに侵害されたとする理由</td><td data-bbox="459 1503 1337 1960"> 本件投稿の対象となっているのは、松島吏来(以下「通知人」という。)である。 上記「掲載されている情報」記載の情報(以下「本件投稿」という。)には、通知人の過去の逮捕に関する情報が掲載されている。 これらの記載により、通知人の、個人が私生活上の情報を他人にみだりに知られない権利であるプライバシー権(最三小決平29.1.31、民集71巻1号63号、最二小判令4.6.24民集76巻5号1170頁)、名誉権、及び更生を妨げられない権利(最三小判平6.2.8民集48巻2号149頁)等が侵害されている。 かかる犯罪事実について公開法廷における裁判は実施されておらず、本件投稿は、逮捕から間がない日に掲載されたもので </td></tr> </table>	侵害された権利	人格権、名誉権	権利が明らかに侵害されたとする理由	本件投稿の対象となっているのは、松島吏来(以下「通知人」という。)である。 上記「掲載されている情報」記載の情報(以下「本件投稿」という。)には、通知人の過去の逮捕に関する情報が掲載されている。 これらの記載により、通知人の、個人が私生活上の情報を他人にみだりに知られない権利であるプライバシー権(最三小決平29.1.31、民集71巻1号63号、最二小判令4.6.24民集76巻5号1170頁)、名誉権、及び更生を妨げられない権利(最三小判平6.2.8民集48巻2号149頁)等が侵害されている。 かかる犯罪事実について公開法廷における裁判は実施されておらず、本件投稿は、逮捕から間がない日に掲載されたもので
侵害された権利	人格権、名誉権				
権利が明らかに侵害されたとする理由	本件投稿の対象となっているのは、松島吏来(以下「通知人」という。)である。 上記「掲載されている情報」記載の情報(以下「本件投稿」という。)には、通知人の過去の逮捕に関する情報が掲載されている。 これらの記載により、通知人の、個人が私生活上の情報を他人にみだりに知られない権利であるプライバシー権(最三小決平29.1.31、民集71巻1号63号、最二小判令4.6.24民集76巻5号1170頁)、名誉権、及び更生を妨げられない権利(最三小判平6.2.8民集48巻2号149頁)等が侵害されている。 かかる犯罪事実について公開法廷における裁判は実施されておらず、本件投稿は、逮捕から間がない日に掲載されたもので				

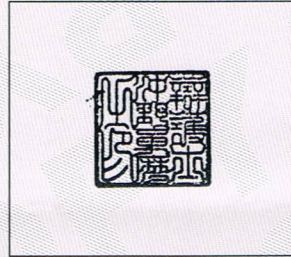
	あって、長期間にわたって閲覧され続けることを想定してされたものであるとは認めがたい。 そして、公共の利害に関する事実を公表する利益と被侵害権利により通知人が被っている不利益を比較考量した場合、通知人が忘れられる権利(さいたま地決平27.12.22判時2282号78頁)も有していることも併せて考慮すると、後者の方が著しく重大であるといえる。 本件記事に引用されているニュース記事がすでに削除されていることから、本投稿は削除されるべきである。 したがって、本件投稿は速やかに削除されるべきである。 なお、本件投稿の共犯者については伏字になっているが、本請求は本件投稿全体の削除を求める。
--	---

上記の内容は、事実に相違なく、発信者にそのまま通知されることになることに同意いたします。

○	発信者へ氏名を開示して差し支えない場合は、左欄に○を記入してください。○印のない場合、氏名開示には同意していないものとします。
---	--

証第 253451 号

印鑑証明書



登録番号 6 6 8 6 8

弁護士氏名 沖野 勇磨

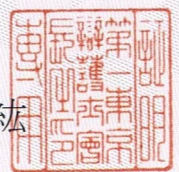
事務所 東京都港区六本木1-8-7
MFPR六本木麻布台ビル11階
ベリベスト法律事務所

上記は、当会に登録されている印影に相違ないことを証明する。

令和 7年 8月13日

第一東京弁護士会

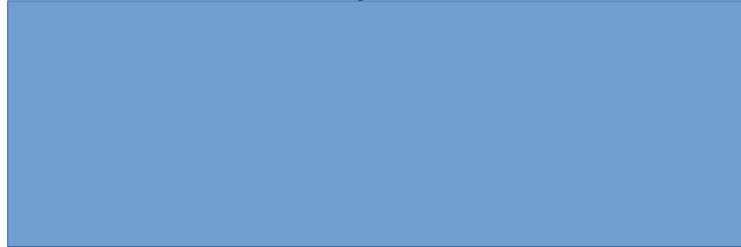
会長 佐藤 彰紘





委任状

令和 7 年 7 月 28 日



私は、次の弁護士を代理人と定め、下記の事件に関する各事項を委任します。

弁護士 萩 原 達 也 (法人受任)

第一東京弁護士会所属

住 所 〒106-0032

東京都港区六本木1-8-7

MFPR六本木麻布台ビル11階

ベリーベスト弁護士法人 ベリーベスト法律事務所

電 話 03-6703-6158

FAX 03-5544-9175

記

1. 委任者に対するインターネット上の誹謗中傷等の削除請求、交渉等及びこれに関連する一切の件
2. 復代理人選任の件

以上



復代理人委任状

令和7年7月30日

住 所 〒106-0032

東京都港区六本木一丁目8番7号

MFPR六本木麻布台ビル11階

ベリーベスト弁護士法人 ベリーベスト法律事務所

委任者 弁 護 士 萩 原 達 也



私は、次の弁護士を復代理人と定め、下記の事件に関する各事項を委任します。

弁 護 士 沖野 勇磨 (第一東京弁護士会所属)

住 所 〒106-0032

東京都港区六本木一丁目8番7号

MFPR六本木麻布台ビル11階

ベリーベスト法律事務所

電 話 03-6703-6158

FAX 03-5544-9175

記

1. [REDACTED] に対するインターネット上の誹謗中傷等の削除請求、交渉等及びこれに関連する一切の件
2. 復代理人選任の件

以上